

院内感染防止対策のための業務指針

1. 院内感染防止対策のための基本的な考え方

独立行政法人国立病院機構埼玉病院（以下「病院」という。）は、病院の理念に基づき患者さん及び職員に安全で快適な医療環境を提供するため、感染予防と感染制御の対策に取り組む基本的な考え方を以下のとおり定めました。

病院における院内感染の防止に留意し、感染などが発生した際において、その原因の特定、制圧、終息を図ることは病院にとって重要であります。

このため、院内感染防止対策を全職員が把握して、病院の理念と本指針に則った医療を患者さんに提供できるよう取り組みます。

2. 院内感染防止対策のための組織体制

- 1) 感染対策室を常置し、感染制御医師（ICD）と感染制御看護師（ICN）を中心とした「感染制御チーム（ICT）」を組織し、感染対策の実務を担当しています。
- 2) 病院内で横断的な部署からの構成員で組織する「院内感染防止対策委員会（以下「委員会」という。）」を設置して、毎月定期的に会議を開催し、院内感染防止対策の策定と推進を行っています。
- 3) 各看護単位の代表者で組織する看護部感染対策委員会を設置して、ICTを補助し、効果的な感染対策を推進しています。

3. 院内感染防止対策のための業務内容

院内感染防止対策のための業務内容は、以下のとおりとします。

- 1) 院内感染防止マニュアル作成、年1回以上改訂。時機に応じた作成・改訂。
- 2) 週1回程度のラウンドを行い、院内感染事例の把握と院内感染防止対策の実施状況の把握・指導。
- 3) 院内感染事例の早期発見と介入。
- 4) 院内感染の発生率に関するサーベイランス等の情報分析および評価。
- 5) 院内感染防止対策の普及および啓蒙。年2回以上の職員研修の実施。
- 6) 広域抗菌薬の使用状況の把握、適正使用の推進。
- 7) その他、緊急対応が必要な事例への介入。
- 8) 他の保険医療機関と連携し、年1回以上相互に赴いて院内感染防止対策に関する評価を行い、また、評価を受ける。
- 9) 保健所及び医師会と連携し、他の保険医療機関と合同で年4回以上のカンファレンスを実施する。そのうち1回以上は新興感染症の発生等を想定した訓練とする。
- 10) 連携する他の保険医療機関に対し、必要時に院内感染防止対策に関する助言を行う。
- 11) 連携する他の医療機関に年4回以上赴き、院内感染防止対策に関する助言を行う。
- 12) 介護保険施設等から依頼のあった場合に、現地に赴いての感染対策に関する助言及び院内研修を合同で開催。

4. 院内感染防止対策に係る抗菌薬適正使用のための方策

院内感染防止対策に係る抗菌薬適正使用のための方策は、以下の通りとします。

- 1) 抗 MRSA 薬、抗緑膿菌作用を有する抗菌薬等の使用状況、菌血症等の特定の感染症兆候のある患者、免疫不全状態等の特定の患者集団など感染症早期からのモニタリング。
- 2) 対象患者に対する適切な微生物検査・血液検査・画像検査等の実施状況、初期抗菌薬の選択、用法・用量の適切性、必要に応じた治療薬物モニタリングの実施、微生物検査等の治療方針への活用状況などを経時的に評価し、必要に応じて主治医にフィードバック。
- 3) 適切な検体採取と培養検査の提出（血液培養の複数セット採取など）や、施設内のアンチバイオグラムの作成など、微生物検査・臨床検査を適正に利用する体制の整備。
- 4) 抗菌薬使用状況や血液培養複数セット提出率などのプロセス指標及び耐性菌発生率や抗菌薬使用量などのアウトカム指標を定期的に評価。
- 5) 「抗微生物薬適正使用の手引き」を参考として、抗菌薬の適正な使用を目的とした院内研修を少なくとも年2回程度実施。また、抗菌薬適正使用に関するマニュアルを作成。
- 6) 使用可能な抗菌薬の種類、用量等について定期的に見直し、必要性の低い抗菌薬について使用中止の提案。
- 7) 他の医療機関からの、抗菌薬適正使用の推進に関する相談応需。
- 8) 外来における急性気道感染症及び急性下痢症の患者数並びに当該患者に対する経口抗菌薬の処方状況の把握。
- 9) 外来における Access 抗菌薬の使用推進。

5. 感染症の発生状況の報告

院内感染の発生予防及び蔓延防止を図るため、病院内における感染症の発生状況を、全職員へ速やかに周知しています。

市中感染症などの発生によって、患者さん及び職員へ注意が必要な場合には、院内情報システムや紙面情報として職員に周知するほか、院内掲示を行って患者さんへの情報提供に努めます。

6. 院内感染発生時の対応

感染症患者とは、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に規定されている対象疾患や院内感染の恐れがあると判断される者すべてをいいます。

感染症患者が発生した場合、緊急時（重大な院内感染等の発生）には、職員は速やかに ICT に報告を行い、ICT は対策を講じます。

7. 患者さん等に対する指針の閲覧に関する基本方針

この指針は、患者さん等にも感染対策への理解と協力を得るため、院内掲示や病院のホームページに掲載して、積極的な閲覧の推進に努めます。